

全日本小学生バンドフェスティバル釧路地区大会実施規定

(趣旨)

第1条 全日本小学生バンドフェスティバル釧路地区大会（以下「バンドフェスティバル地区大会」という。）の実施に係る部門及び参加人員、演奏形態及び曲目、演奏時間に関する事項については、北海道小学生バンドフェスティバル実施規定（以下「道実施規定」という。）を準用するほか、本規定で定めるところによる。

(実施会場及び日時等)

第2条 バンドフェスティバル地区大会の実施会場及び日時は、釧路地区吹奏楽連盟総会においてこれを定める。

(演奏順)

第3条 バンドフェスティバル地区大会における演奏順は、抽選等の方法によって決定する。

(審査)

第4条 審査は、全日本小学生バンドフェスティバル釧路地区大会審査内規による。

2 審査員は、釧路地区吹奏楽連盟加盟団体の推薦等に基づき、常任理事会で選出及び承認し、理事長が決定する。

(地区代表団体)

第5条 理事長は、バンドフェスティバル地区大会における優秀団体を釧路地区代表団体として北海道小学生バンドフェスティバルに推薦するものとする。

(表彰)

第6条 理事長は、第4条第1項における審査の結果を踏まえ、各部門の出場団体へ賞を付与する。ただし、本規定に定める事項への違反が明らかな場合には、付与しないものとする。

(資格停止措置)

第7条 理事長は、参加団体の資格に疑義がある時は、出場又は入賞の資格を取り消すことができる。

(規定の改正)

第8条 この規定は、総会の議決により改正することができる。

(他の大会との併催)

第9条 理事長は、大会の開催及び運営に際して懸念があると判断したときは、釧路地区吹奏楽連盟が実施する他の大会と併催（以下「併催大会」という。）することができる。

- 2 理事長は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該併催大会に限り適用する審査内規を制定して審査するものとする。ただし、制定に関しては、総会の議決を経なければならない。
- 3 理事長は、第4条第2項の規定にかかわらず、当該併催大会の審査員をバンドフェスティバル地区大会の審査員とするものとする。

(委任)

第10条 この規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、平成24年7月7日より施行する。

附 則 (平成30年5月12日一部改正)

この規定は、平成30年5月12日より施行する。

附 則 (令和元年5月11日一部改正)

この規定は、令和元年5月11日より施行する。